

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年9月22日(2011.9.22)

【公表番号】特表2010-535802(P2010-535802A)

【公表日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-047

【出願番号】特願2010-520287(P2010-520287)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/197	(2006.01)
A 6 1 K	31/485	(2006.01)
A 6 1 K	31/195	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/135	(2006.01)
A 6 1 K	31/165	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/197
A 6 1 K	31/485
A 6 1 K	31/195
A 6 1 K	31/137
A 6 1 K	31/135
A 6 1 K	31/165
A 6 1 P	25/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月8日(2011.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) トラマドールまたはトランダール類似体；

b) NMDA拮抗薬；および

c) ガバベンチンまたはガバベンチン類似体；の組合せを含み、

前記ガバベンチン類似体は、プレガバリン、3メチルガバベンチン、[(1R,5R,6S)6(アミノメチル)ビシクロ[3.2.0]ヘプタ6イル]酢酸、3(1アミノメチルシクロヘキシルメチル)4H[1,2,4]オキサジアゾール5オン、C[1(1Hテトラゾール5イルメチル)シクロヘプチル]メチルアミン、(3S,4S)(1アミノメチル3,4ジメチルシクロベンチル)酢酸、(1,3,5)(3アミノメチルビシクロ[3.2.0]ヘプタ3イル)酢酸、(3S,5R)3アミノメチル5メチルオクタン酸、(3S,5R)3アミノ5メチルヘプタン酸、(3S,5R)3アミノ5メチルノナン酸および(3S,5R)3アミノ5メチルオクタン酸、(1アミノメチル3メチルシクロヘキシル)酢酸、(1アミノメチル3メチルシクロベンチル)酢酸、(S)3(アミノメチル)5メチルヘキサン酸、3アミノメチル5メチルヘキサン酸、(1アミノメチル3,4ジメチルシクロベンチル)酢酸から成るグループから選択され；

前記トラマドール類似体は、トラマドールN オキサイド、O デスマチルモノ N デスマチルトラマドール、O デスマチルトラマドール、ベンラファキシン、(R / S) 1 [2 (ジメチルアミノ) 1 (4 メトキシフェニル)エチル]シクロヘキサンノールおよびO デスマチルベンラファキシンから成るグループから選択された、医薬組成物。

【請求項 2】

前記トラマドールまたはトラマドール類似体、前記ガバペンチンまたはガバベンチン類似体、および、前記NMDA拮抗薬は、通常放出または即時放出製剤である、
請求項 1に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記NMDA拮抗薬は、デキストロメトルファン、デキストロルファン、ケタミン、アマンタジン、メマンチン、エリプロディル、イフエンプロジル、フェンシクリジン、MK-801、ジゾシルピン、CCPene、フルピルチン、もしくはそれらの誘導体、もしくはそれらの塩である、

請求項 1または請求項 2に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記NMDA拮抗薬は、デキストロメトルファンである、
請求項 3に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記組成物は、トラマドール、ガバベンチン、およびデキストロメトルファンを含む、
請求項 1乃至請求項 4のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記トラマドールの一回分投与量は、約 20 mg 乃至約 60 mg である、
請求項 5に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記デキストロメトルファンの一回分投与量は、約 25 mg 乃至約 75 mg である、
請求項 5または請求項 6に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記ガバベンチンの一回分投与量は、約 20 mg 乃至約 100 mg である、
請求項 5乃至請求項 7のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記組成物は、トラマドールを約 28.5 mg 乃至約 40 mg、デキストロメトルファンを約 34 mg 乃至約 51 mg、およびガバベンチンを約 30 mg 乃至約 90 mg 含む、
請求項 5に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記トラマドール、前記デキストロメトルファンまたは前記ガバベンチンのうちのどの 1 つの量も、他の 2 つの薬剤を伴わずに投与された場合、治療効果を挙げるには足りない、
請求項 4乃至請求項 9のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記医薬組成物は、経口投与用製剤、液剤、徐放投与剤、経口投与用懸濁剤もしくはエリキシル剤、注射投与可能な製剤、インプラント可能な装置に含まれたもの、局所用製剤、固体状態もしくはデボ型の経皮送達装置に含まれたもの、座剤、バッカルタブレット、または吸入剤に製剤化された、

請求項 1乃至請求項 10のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記医薬組成物は、タブレット状またはカプセル状多重微粒子製剤として、経口投与用に製剤化された、

請求項 11に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記組成物が、N S A I Dまたはアセトアミノフェンを含まない、または本質的に含まない、

請求項1乃至請求項12のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記組成物は、カプサイシノイドまたはエステル化カプサイシノイドをさらに含む、

請求項1乃至請求項13のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記組成物は、カプサイシン、シバミド、ホモカプサイシン、ノルジヒドロカプサイシン、ジヒドロカプサイシン、ホモジヒドロカプサイシン、n-バニリルオクタンアミド、ノニバミドおよびn-バニリルデカンアミドから成るリストから選択されたカプサイシノイドをさらに含む、

請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記組成物は、エステル化カプサイシノイドをさらに含み、

前記エステル化カプサイシノイドは、カプサイシンパルミチン酸塩である、

請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記組成物は、三環系抗鬱薬をさらに含む、

請求項1乃至請求項16のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

前記三環系抗鬱薬は、アミトリプチリン、ブトリプチリン、アモキサピン、クロミプラミン、デシプラミン、ドチエピン、イミプラミン、ジベンゼピン、イプリンドール、ロフエプラミン、ノルトリプチリン、オピプラモール、チアネプチン、ミルナシプラン、プロトリプチリン、トラゾドンおよびトリミプラミン、またはそれらの薬学的に許容される塩から成るグループから選択された、

請求項17に記載の医薬組成物。

【請求項19】

前記三環系抗鬱薬は、アミトリプチリンである、

請求項18に記載の医薬組成物。

【請求項20】

前記組成物は、選択的セロトニン再取込み阻害剤(S S R I)をさらに含む、

請求項1乃至請求項19のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項21】

前記S S R Iは、ミルナシプランである、

請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項22】

前記組成物が、トラマドールを約28.5mg乃至約40mg、デキストロメトルファンを約34mg乃至約51mg、およびガバペンチンを約30mg乃至約90mg含むタブレットまたは多重微粒子のカプセルである、

請求項1乃至請求項21のいずれか1項に記載の医薬組成物。